

八街市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	74,623	19,341,822	603,029	4,142,540	21.4	21.4

(注) 1 人件費とは、一般職に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費などを含む経費の合計です。
2 普通会計とは、一般会計に特別会計のうち学校給食センター事業を合わせたものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
24年度	505	1,870,434	296,670	659,158	2,826,262	5,597	5,935

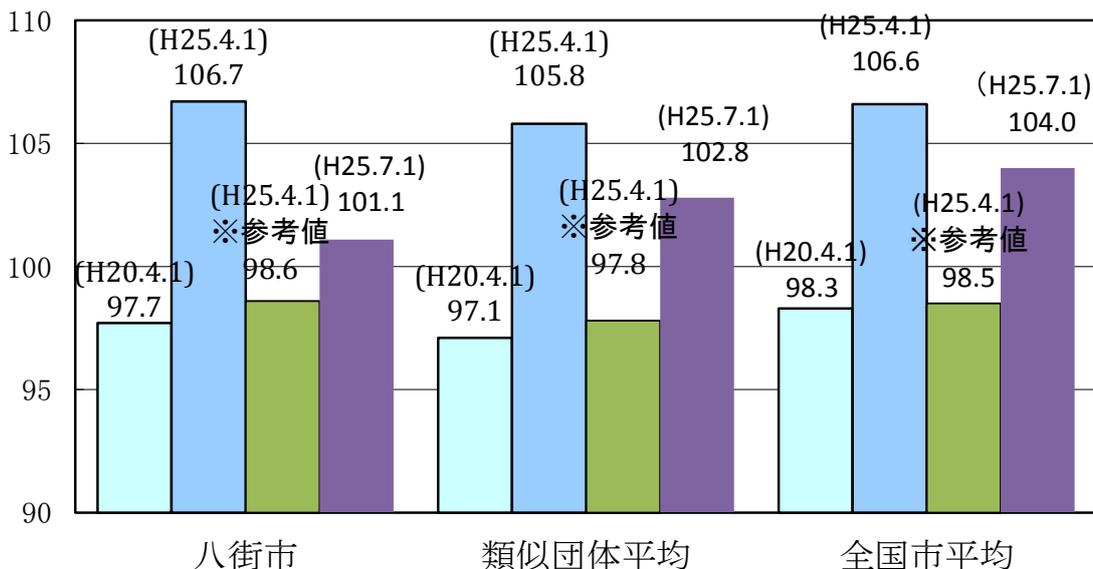
(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の普通会計に係る人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 特別職等・・・平成17年4月1日から市長86,000円、副市長50,400円、教育長33,500円を減額し、上記期間については市長が20%(172,000円)、副市長が12%(86,400円)、教育長が10%(67,000円)を減額しています。 一般職・・・上記期間について、給料月額2.77%から7.77%の間で減額しています。 ※平成25年4月1日時点のラスパイレス指数は106.7(参考値98.6)、7月1日時点では101.1です。 (手当) 管理職手当について、平成19年4月1日から平成26年3月31日までの間、20%削減しています。	

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

A一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八街市	43.7 歳	333,628 円	381,759 円	362,461 円
千葉県	43.1 歳	339,336 円	429,810 円	387,879 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	42.8 歳	325,045 円	388,435 円	359,832 円

B技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八街市	48.6 歳	245,886 円	270,352 円	262,845 円
うち 学校給食員	48.0 歳	242,262 円	261,269 円	257,523 円
うち 用務員	51.9 歳	235,480 円	252,500 円	245,900 円
うち 清掃職員	- 歳	- 円	- 円	- 円
千葉県	51.8 歳	326,514 円	381,507 円	361,276 円
国	49.9 歳	272,119(286,850) 円	—	309,534(325,400) 円
類似団体	49.3 歳	315,491 円	350,999 円	336,134 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。
 4 清掃職員については、個人情報保護のため、給与情報等を公表しません。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		八街市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	総合職172,557(181,200) 円 一般職163,987(172,200) 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	—
	中学卒	125,400 円	129,200 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,175 円	355,040 円	377,350 円	該当なし
	高校卒	205,750 円	300,625 円	該当なし	390,650 円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

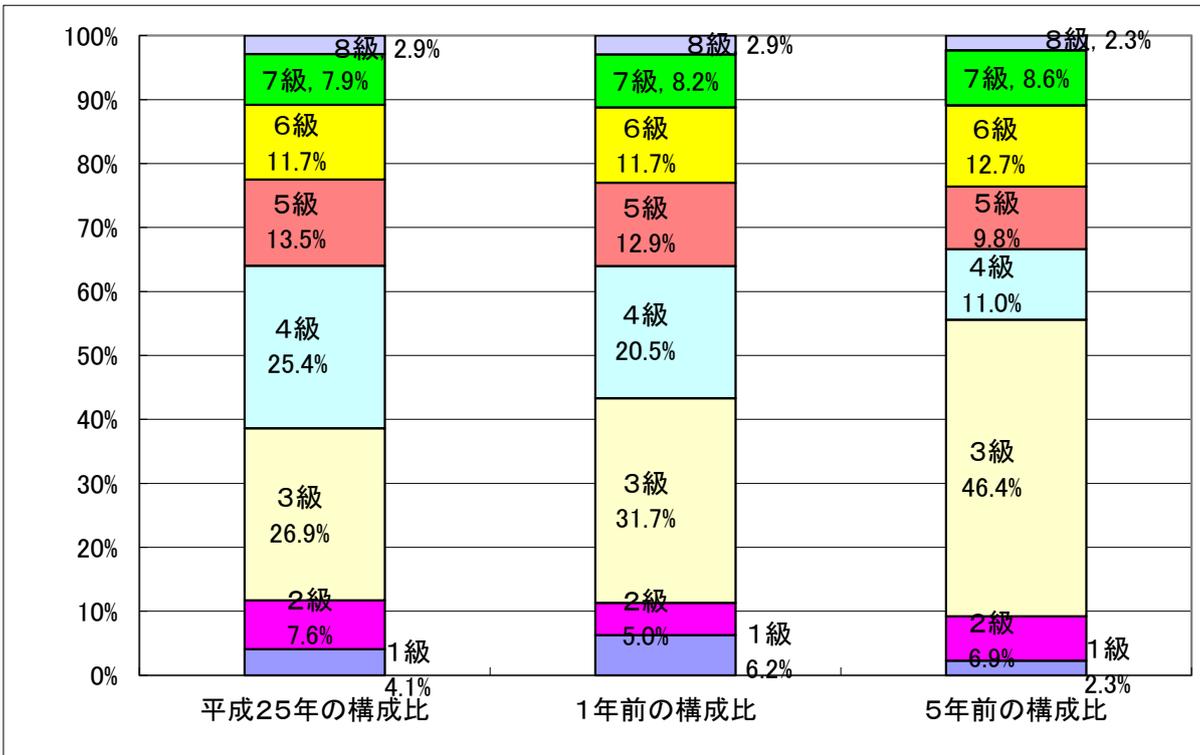
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用され、引き続いて勤務している場合には、採用後の年数をいい、採用前職歴採用前職歴などがある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	14人	4.1%	135,600円	243,700円
2級	主事	26人	7.6%	178,800円	295,800円
3級	副主査、主任主事	92人	26.9%	222,900円	354,700円
4級	主査補	87人	25.4%	261,900円	388,300円
5級	主査	46人	13.5%	289,200円	400,600円
6級	主幹、副主幹	40人	11.7%	320,600円	443,400円
7級	課長	27人	7.9%	366,200円	489,100円
8級	部長	10人	2.9%	413,000円	500,600円

- (注) 1 八街市一般職の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1: 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、1年間の勤務状況等を5段階で評定しています。
- 2: 昇給への勤務成績の反映状況
 昇給については、昇給日前1年間、良好な勤務成績だった職員を4号給（給料表7級以上の者は3号給、また55歳以上の者は2号給に抑制）昇給とし、特に勤務成績が良好であった職員は6号給以上、良好であると認められなかった職員については、3号給以下としています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 街 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,327 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,637 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理監督加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

八 街 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	56.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無				
1人当たり平均支給額	6,327 千円	24,349 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		62,107 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		115,013 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八街市全域	3 %	540 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

平成17年度より特殊勤務手当は、すべて廃止しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	109,928 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	204 千円
支給実績(平成23年度決算)	86,803 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	161 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ		45,908 千円	218,609 円
住居手当	・借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る) 額に応じて27,000円を限度に支給	同じ		15,356 千円	279,195 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて2,000円から24,500円を支給	同じ		33,207 千円	73,305 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に対し給料月額100分の18を超えない範囲内で規則で定める額を支給する	一部異なる	階級別の単価が異なる	28,727 千円	531,988 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の125から150の間での範囲で支給する	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間を正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25をその間の勤務時間に対し支給する			— 千円	— 円
宿日直手当	・勤務1回につき4,200円	同じ		1,008 千円	4,200 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要により、週休日、休日又は年末年始の休日等に勤務した場合、12,000円を限度に支給する	同じ		— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	774,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円		
	副市長	(860,000) 669,600	(円) 円	804,000 円 / 375,000 円		
報 酬	議長	445,000	円	698,000	円 /	310,000 円
	副議長	400,000	円	620,000	円 /	245,000 円
	議員	355,000	円	560,000	円 /	222,000 円
期 末 手 当	市長	(平成24年度支給割合)				
	副市長	3.85		月分		
退 職 手 当	議長	(平成24年度支給割合)				
	副議長	3.85		月分		
退 職 手 当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	在職月数×給料月額×(35/100)		13,003,200 円	任期毎	
		在職月数×給料月額×(25/100)		8,035,200 円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
また減額措置後の給与については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間は、市長688,000円、副市長633,600円となっています。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

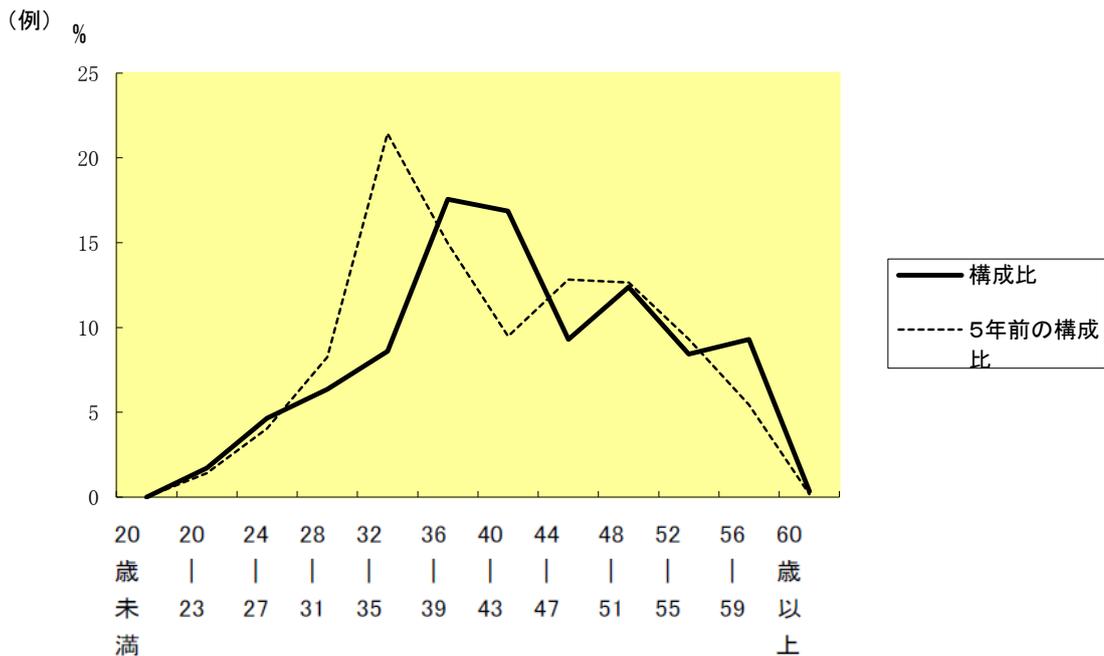
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	1	県への派遣職員の配置
		総務	84	85		
		税務	41	41		
		農林水産	20	20		
		商工	4	4		
		土木	59	58		
		民生衛生	139	139		
	小計	44	43	-1	退職者の不補充	
	小計	396	395	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.93 人	
	教育部門	110	111	1	体調不良者分の補充	
消防部門						
小計	506	506		<参考> 人口1万人当たり職員数 67.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.62 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	12	11	-1	3班から2班体制への変更に伴う人員減	
	下水道	11	11			
	その他	28	28			
	小計	51	50	-1		
合 計		557	556	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.51 人	
		[636]	[636]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	27人	37人	50人	102人	98人	54人	72人	49人	54人	2人	555人

(注) 職員数に教育長は含んでいません。

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	405	398	393	390	396	395	△ 10 (2.5)
教育	114	113	113	112	110	111	△ 3 (2.6)
普通会計計	519	511	506	502	506	506	△ 13 (2.5)
公営企業等会計計	51	52	50	51	51	50	△ 1 (2.0)
総合計	570	563	556	553	557	556	△ 14 (2.5)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

A 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	998,241	△ 14,486	72,537	7.27	6.98

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,980千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	12	48,470	6,338	17,729	72,537	6,045

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,258

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

○一般職の管理職手当について、平成19年4月1日から平成26年3月31日までの間、20%削減しています。

B 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 街 市	45.6 歳	378,500 円	560,608 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

C 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八街市水道事業		八街市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,477 千円		1,327 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成25年4月1日現在)

八街市水道事業			八街市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)	(退職時特別昇給	無)

ウ 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		1,514 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		126,173 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
八街市全域	3 %	11 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度より特殊勤務手当は、全て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	1,654 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	138 千円
支給実績(平成23年度決算)	1,499 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	125 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ		1,453 千円	161,389 円
住居手当	・借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る) 額に応じて27,000円を限度に支給	同じ		216 千円	216,000 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて2,000円から24,500円を支給	同じ		950 千円	79,150 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に対し給料月額100分の18を超えない範囲内で規則で定める額を支給する	同じ		557 千円	556,800 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の125から150の間での範囲で支給する	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間を正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25をその間の勤務時間に対し支給する			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要により、週休日、休日又は年末年始の休日等に勤務した場合、12,000円を限度に支給する	同じ		— 千円	— 円